

15 知事提出議案に対する反対討論

2016年3月27日

おはようございます。日本共産党の柳下礼子です。党議員団を代表して、知事提出の第1号議案「平成29年度埼玉県一般会計予算」、第15号議案「平成29年度埼玉県病院事業会計予算」、第17号議案「平成29年度埼玉県水道用水供給事業会計予算」、第19号議案「平成29年度埼玉県流域下水道事業会計予算」、第26号議案「埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」、第38号議案「埼玉県地域強靱化計画の策定について」、第55号議案「平成28年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)」に対する反対討論を行います。

まず、第1号議案については、以下の理由から反対いたします。

第1に、ハツ場ダム13億890万円、思川開発3,030万円の負担金ですが、治水上も利水上も必要のない大型ダム事業は認められません。思川開発は、南摩ダム建設を中核とするものですが、建設予定地の南摩川は、わずかな水しか流れず、「水の貯まらないダム」です。そのため、別の川から2本の導水路を建設しなければならず、総額1,850億円もの大事業となっています。このような不要不急の巨大ダム事業に、県は、治水分約30億円、利水分で約79億円に上る負担金を支払います。昨年8月に、国は事業継続を決定しましたが、将来にわたり県民に大きな負担を押し付けることは許されず、思川開発からは直ちに撤退すべきです。

第2に、乳幼児医療費助成制度など県単独3医療費助成制度については、市町村への県の補助率は、基本2分の1ですが、豊かな財政力を理由に、三芳町と和光市は12分の5、戸田市は3分の1としています。各自治体の責任は何ら変わらず、このような差別的な措置は直ちになくすべきです。また、重度心身障害者医療費

助成制度については、65歳以上の新規手帳取得者を対象から除外する年齢差別は認められません。乳幼児医療費助成制度については、県民の強い願いとなっている対象年齢の拡大に依然として背を向け続けていることは許されません。3医療費助成制度は、県内どの病院に通っても償還払いを必要としない現物給付とすべきです。

第3に、農林部の給与費について、研究補助員を4人減らすなど、年々減少させてきた農林部職員を更に削減することは認められません。2016年度の農林部の職員定数は、5年前より26人も減少しています。農家を実際に支援する県普及指導員も、5年前の151人から138人へと13人減らしました。このままでは、新規就農者を含め1人1人の農家への丁寧な指導を進めることはできません。山形県や高知県では、知事自ら陣頭指揮をとって県内農産物の商品開発や販路拡大に必死に取り組む中、埼玉の農林部職員を減らし続けることは、埼玉農業の更なる衰退を招くものと言わざるを得ません。

第4に、子どもの学力形成に有害な全国学力テストを行う学力・学習状況調査実施事業費2億1,556万円は計上すべきではありません。

第5に、国民のプライバシーを危険にさらすマイナンバー制度は、今からでも中止すべきであり、番号制度基盤整備事業費2,737万5千円は認められません。

第15号議案並びに第26号議案については、関連していますので一括して討論します。

第26号議案は、県立病院の診療時間外の診療料金を導入し、2017年度から県立小児医療センターで8,640円を徴収するものです。このような制度は公的医療機関になじまず、保護者の料金支払い能力で子どもが差別されるべ

きではありません。第15号議案も、時間外の診療料金の徴収を前提にしていることから、認められません。

第17号議案は、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水、思川開発のダム事業予算の計上により、関連する第55号議案も、ダム事業の継続費を増額補正するため、認められません。

第19号議案は、南部、中川、古利根、荒川上流の各流域下水道の負担金引き上げが関係市町村の下水道料金の値上げにつながることから反対です。

第38号議案は、2013年12月に成立した国土強靱化基本法に基づき県が策定した基本計画です。我が党は、同法について、防災・減災対策がないがしろにされ、巨大開発事業の復活、拡大を進める根拠になり得ることなどから反対をしたところですが、県の計画でも、八ッ場ダムなどダム事業を推進しており、認められません。

以上で反対討論を終わります。ありがとうございました。